

岡山県公安委員会告示第 1 1 7 号

警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号。以下「法」という。）第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 7 年 9 月 1 日

岡 山 県 公 安 委 員

会

1 講習に係る警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
運搬警備業務及び 身辺警備業務	令和 7 年 1 1 月 1 3 日（木曜日）から同月 2 0 日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の 6 日間	午前 9 時から 午後 5 時まで	岡山市北区春日町 5 番 6 号 岡山市勤労者福祉 センター

2 受講対象者

(1) 運搬警備業務

- ア 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 2 3 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 6 1 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 身辺警備業務

最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

3 受講手続

(1) 提出書類

- ア 所定の様式による受講申込書 1 通
- イ 写真 1 枚（縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2. 4 センチメートル、申込前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- ウ 2 に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各 1 通
- (ア) 2 (1) ア又は 2 (2) に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 2(1)イに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2(1)ウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2(1)エに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2(1)オに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(2) 提出先

ア 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全第一課若しくは生活安全刑事課

イ 県外に住所を有する者

岡山県内の警察署の生活安全課又は生活安全第一課若しくは生活安全刑事課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

(3) 提出期間

令和7年9月22日（月曜日）から同月26日（金曜日）まで（23日（火）の祝日は除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。

4 受講手数料

(1) 運搬警備業務

38,000円

(2) 身辺警備業務

34,000円

（注）受講申込書を提出する警察署の手数料収納窓口において、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

5 受講定員

合わせて20人（同時に講習を受けることはできない。）とする。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目11番18号）に委託して行う。

7 その他

(1) 受講者は、筆記用具を持参すること。

(2) 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。